

高齢者肺炎球菌予防接種の説明書

※接種の際には「高齢者肺炎球菌予防接種券」が必要になります。対象者で「高齢者肺炎球菌予防接種券」をお持ちでない方は、裏面の問い合わせ先までご連絡ください。

高齢者肺炎球菌感染症とは

肺炎球菌感染症とは、肺炎球菌という細菌によって引き起こされる病気です。この菌は主に気道の分泌物に含まれ、咳やくしゃみなどを通じて飛沫感染します。日本人の約5～10%の高齢者では鼻やのどの奥に菌が常在されているとされます。これらの菌が増殖し、下気道や血流中へ侵入することで、気管支炎、肺炎、敗血症などの重い合併症を起こすことがあります。

肺炎球菌予防接種の有効性

肺炎球菌には、100種類以上の血清型があり、定期接種で使用される沈降 20 価肺炎球菌結合型ワクチン(PCV20)は、そのうち 20 種類の血清型を対象としたワクチンであり、この 20 種類の血清型は、成人侵襲性肺炎球菌感染症(※)の原因の約5～6割を占めるという研究結果があります。

また、沈降 20 価肺炎球菌結合型ワクチン(PCV20)は、血清型に依らない侵襲性肺炎球菌感染症全体の3～4割程度を予防する効果があるという研究結果があります。

※侵襲性感染症とは、本来は菌が存在しない血液、髄液、関節液などから菌が検出される感染症のことをいいます。

接種対象者

接種日当日に飯塚市・嘉麻市・桂川町に住民票を有する方で下記の①②に該当する方

① 65 歳の方

② 当該年度において60歳以上65歳未満の方であって、心臓、じん臓、呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極端に制限される程度の障がいを有する方及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活が殆ど不可能な程度の障がいを有する方(身体障がい者手帳 1 級程度の上記内臓疾患の者、肢体不自由は除く)

※予防接種を受けることの義務はなく、本人が接種を希望する場合のみに予防接種を行います。また、麻痺などがあって同意書に署名ができない場合や、認知症状があって正確な意思の確認が難しい場合などには、家族やかかりつけ医によって特に慎重にご本人の接種意志の有無の確認を含め、接種適応を決定する必要があります。

(最終的に確認ができなかった場合には、予防接種法にもとづく接種はできません)

予防接種を受ける前に

気になることや分からないことがあれば、予防接種を受ける前に医師に確認をしてください。予診票は接種する医師にとって、予防接種の可否を決める大切な情報です。本人が責任を持って記入し、正しい情報を接種医に伝えてください。医師から十分に説明を聞き、理解をした上で「接種をする」「接種をしない」の判断をおこなってください。

裏面もご覧ください

予防接種を受けることができない方

- ① ジフテリアトキソイドによってアナフィラキシーを起こしたことがある方
- ② 接種当日、明らかな発熱がある方(体温が 37.5℃ 以上の場合)
- ③ 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方
- ④ かかりつけの医師に予防接種を受けないほうが良いと言われた方

予防接種を受けるに際し、医師とよく相談しなくてはならない方

- ① 心臓血管系疾患・腎臓疾患・肝臓疾患・血液疾患などの基礎疾患のある方
- ② 過去に予防接種で接種後 2 日以内に、発熱や全身性発疹などのアレルギーを疑う症状の見られた方
- ③ 過去にけいれん(ひきつけ)を起こしたことがある方
- ④ 過去に免疫状態の異常を指摘されたことがある方、または近親者に先天性免疫不全症の方がいる方
- ⑤ このワクチンの成分、またはジフテリアトキソイドによってアナフィラキシー(通常接種後 30 分以内
に出現する呼吸困難や全身性の尋麻疹などを伴う重いアレルギー反応)を起こす恐れのある方
- ⑥ 血小板減少症、凝固障害、抗凝固治療を受けている方

《予防接種を受けた後の一般的注意事項》

- ① ワクチン接種後 24 時間は副反応の出現に注意し、観察しておく必要があります。特に接種直後の 30 分以内は健康状態の変化に注意してください。
- ② ワクチン接種後に発熱やけいれん等の異常があった場合は、速やかに医師の診察を受けましょう。(接種後 1 週間は体調に注意)
- ③ 接種当日の入浴は差し支えありません、接種部位は清潔に保ちましょう。
- ④ 過激な運動や大量の飲酒は、それ自体で体調の変化をきたす恐れがあるので接種後 24 時間は避けましょう。それ以外はいつもの生活で構いません。

肺炎球菌予防接種の副反応

副反応の発生割合	主な副反応
30%以上	疼痛・圧痛(*)、筋肉痛、疲労
10%以上	頭痛、関節痛
1%以上	紅斑、腫脹
頻度不明	ショック、アナフィラキシー、痙攣、血小板減少性紫斑病

(*) ワクチンを接種した部位の症状 各社の添付文章より厚生労働省にて作成

副反応がおこった場合

予防接種後まれに副反応がおこる場合があります。医師(医療機関)の診療を受けてください。

定期の予防接種により重篤な健康被害が発生した場合には、予防接種法の規定により、発生した健康被害の救済が行われることになっています。接種した市町村から福岡県を經由して、厚生労働省へ認定手続きをすることになります。詳しくはお住いの予防接種担当課(下記記載)にご相談ください。

問い合わせ先 住民票のある市町村へお問い合わせください。

飯塚市	健幸保健課	地域保健係	電話	0948-96-8615
嘉麻市	健康課	健康推進係	電話	0948-42-7430
桂川町	健康福祉課	健康推進係	電話	0948-65-0001